別紙１

個人情報保護審議会・情報公開運営審議会の比較表

令和８年７月

	個人情報保護審議会			情報公開運営審議会		
設置年月日	平成14年7月1日			平成14年7月1日		
根拠法令等	吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例 吹田市個人情報保護審議会規則			吹田市情報公開条例 吹田市情報公開運営審議会規則		
委員定数	11人以内			12人以内		
委員構成	(1)学識経験者　3人以内 (2)事業者　1人以内 (3)市民（公募）　2人以内 (4)市内の公共的団体の代表者　5人以内			(1)学識経験者　2人以内 (2)市民（公募）　2人以内 (3)市内の公共的団体の代表者　8人以内		
	NO	区分	推薦団体	NO	区分	推薦団体
	1	学識経験者	関西大学	1	学識経験者	関西大学
	2		大阪弁護士会	2		大阪弁護士会
	3			－	－	－
	4	市民	公募委員	3	市民	公募委員
	5			4		
	6	事業者	吹田商工会議所	5	市内の公共的団体の代表者	吹田商工会議所
	7	市内の公共的団体の代表者	吹田市こども会育成協議会	6		吹田市子ども会育成協議会
	8		(一社)吹田市高齢クラブ連合会	7		(一社)吹田市高齢クラブ連合会
	9		吹田市青少年指導員会	8		吹田市青少年指導員会
	10		吹田市民生・児童委員協議会	9		吹田市民生・児童委員協議会
	11		三島人権擁護委員協議会吹田地区委員会	10		三島人権擁護委員協議会吹田地区委員会
				11		(一社)吹田市医師会
				12		(公財)吹田市健康づくり推進事業団
任期	2年（現任期R8.7.1～R10.6.30）			2年（現任期R7.6.1～R9.5.31）		
委員報酬	日額8,400円			日額8,400円		
設置目的	本市の機関及び議会の議長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。 １　個人情報の保護に関する法律第66条第1項及び吹田市議会個人情報保護条例第9条第1項の安全管理措置の基準の策定に関すること。 ２　吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例及び吹田市議会個人情報保護条例の改正に関すること。 ３　本市の機関及び議会における個人情報の取扱いに係る運用上の基準の策定に関すること。			吹田市情報公開条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進する。		
開催状況 R5年度～	R5　R5.8.3　R4年度個人情報保護制度の運用状況報告 　　R6.3.19　特定個人情報保護評価の第三者点検（市民課・税務部） R6　R6.8.29　R5年度個人情報保護制度の運用状況報告 R7　R7.8.20　R6年度個人情報保護制度の運用状況報告 　　特定個人情報保護評価の第三者点検（市民課・市民税課）			R5　R5.8.10　R4年度情報公開制度の運用状況報告 R6　R6.8.8　R5年度情報公開制度の運用状況報告 R7　R7.8.25　R6年度情報公開制度の運用状況報告		